

安全報告書

2013年

伊予鉄道株式会社
鉄道部

目 次

1. 基本方針	P 1
「安全に係る行動規範」	
2. 当社の安全管理体制	P 1
1) 組織図等	
2) 各管理者の役割	
3) 安全管理体制に係る各委員会	
3. 平成24年度の事故等の発生状況	P 4
1) 鉄道における事故等発生件数	
2) 軌道における事故等発生件数	
3) 災害（地震や暴風雨による被害）	
4) 行政指導等	
5) 運転事故等に講じた措置	
4. 平成25年度安全重点施策	P 6
1) 「有責事故」および「インシデント」ゼロ	
2) 安全マネジメント体制の構築	
3) 事故防止活動の取り組み	
4) 関係法令及び安全管理規程に定めた事項の遵守	
5) 更なる安全管理体制の構築への取り組み（5項目）	
5. 輸送の安全確保のための取組み	P 8
安全確保への訓練・教育	
運輸安全マネジメント内部監査の実施	
6. ハード面での取り組み	P 11
7. 地震災害への安全対策	P 12
緊急地震速報受信装置	
8. テロ対策	P 12
1) ポスター設置	
2) 電光掲示板の活用	
9. 安全報告へのご意見に関する連絡先	P 13

1. 基本方針

鉄道・軌道業においては、弊社『安全管理規程』内で下記の『安全に係る行動規範』を定め、社長以下全従業員に対し周知を図り、「安全輸送の確保・絶対無事故」に取り組んでいます。

【安全に係る行動規範】

- 1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- 2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- 3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- 4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- 5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- 6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- 7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

2. 当社の安全管理体制

平成18年10月から「安全管理規程」を制定して、社長をトップとした安全管理組織を構築して運用しています。

（1）組織図等

平成24年12月、乗務員に対する確実な点呼の実施、さらには乗務員の体調管理の徹底を図るべく、監督者への指導およびチェック体制の強化のため、『乗務長』のポストを新設いたしました。



(2) 各管理者の役割

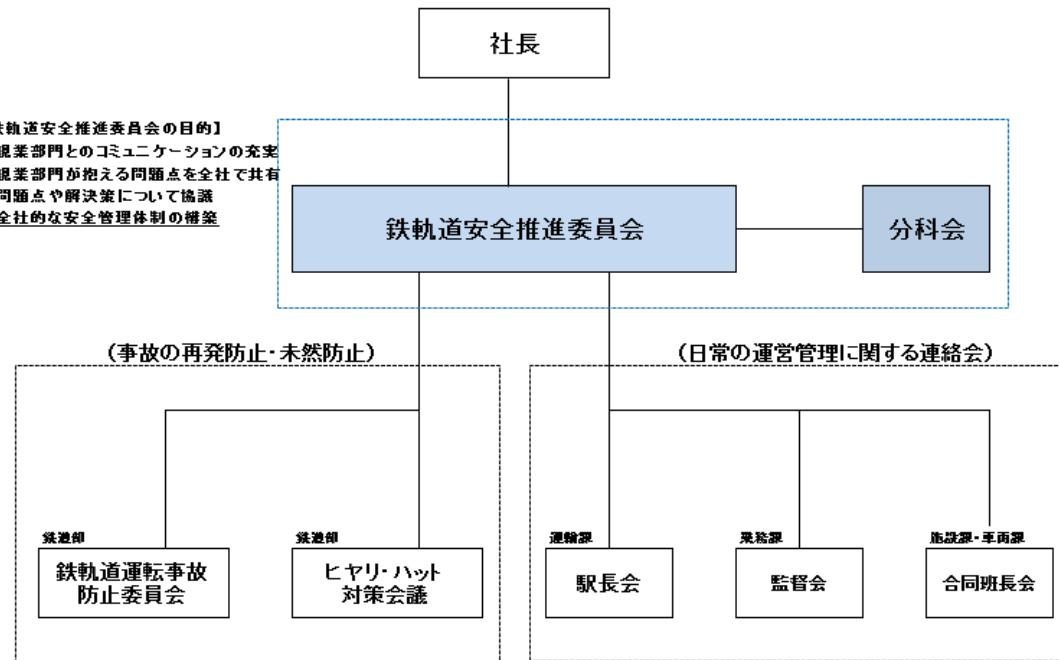
社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運転管理者	安全統括管理者の指揮の下、運転及び事故防止に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
施設課長	安全統括管理者の指揮の下、鉄道・軌道施設に関する事項を統括する。
車両課長	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。
管理本部長 (総務部担当)	輸送の安全の確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括する。

(3) 安全管理体制に係る各委員会

— 鉄軌道安全推進委員会 —

平成24年12月、鉄道及び軌道事業における輸送の安全確保に関する事項全般を対象とし、本社管理部門と現業部門との意思疎通の円滑化を図り、現業部門が抱える問題意識を全社で共有するとともに、現業部門から抽出された問題点や解決策につき協議を行い、全社的な安全管理体制の構築を図る為、新たに各委員会の上位に鉄軌道安全推進委員会を設置し、併せて改善提案制度を導入いたしました。

■組織図(各委員会・組織の位置付け)





第1回鉄軌道安全推進委員会

改善提案書 投函箱

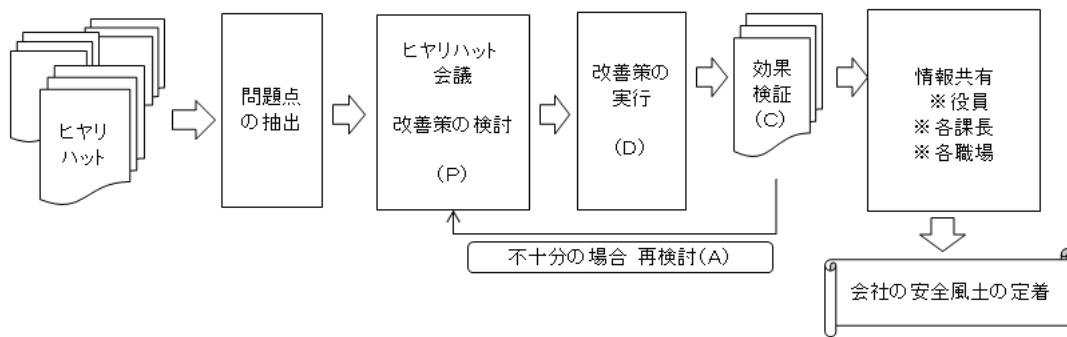
— 鉄軌道運転事故防止委員会 —

運転事故の原因究明および防止措置に関する事項を総合的に調査審議を行い、輸送の安全を確保するため、年1回鉄軌道運転事故防止委員会を実施しております。

— ヒヤリ・ハット対策会議 —

運輸安全マネジメント、安全管理規定に基づき、職場で経験（想定）したヒヤリ・ハットから危険要因と改善点を抽出し、社内で情報を共有することで事故、労働災害を未然に防止する環境を構築するため、四半期に1回対策会議を実施しております。

※ヒヤリ・ハット報告書フロー



— 駅長会・監督会・合同班長会 —

管理部門と現業部門とのコミュニケーションを図り、日常の運営管理や問題点に関する連絡会議として毎月または隔月にて開催し、現業部門からの情報の集約、および現業部門への情報提供の場を設けております。

3. 平成24年度の事故等の発生状況

平成24年度、四国運輸局への届出が必要な運転事故、輸送障害及びインシデントの発生件数は下記のとおりです。

なお、事故等の定義は次のとおりです。

【事故等の定義】

- ①運転事故とは鉄道および軌道事故等報告規則に定める「列車衝突事故」「列車脱線事故」「火災事故」「踏切障害事故」「道路障害事故」「人身傷害事故」「物損事故」等をいいます。
- ②輸送障害とは鉄道および軌道による輸送に障害を生じた事態であって運転事故以外をいう。
- ③インシデントとは運転事故等につながる恐れのあると認められる事態をいいます。

(1) 鉄道線における事故等発生件数

	列車衝突	列車脱線	踏切障害	道路障害	人身障害	輸送障害	インシデント
H24年度	0	0	0	0	1	2	1 ※2

その他異常運転に該当する事案 1件 ※1

※1 乗務員の始業点呼時におけるアルコールチェッカーの不正事案

※2 松山市駅構内 車両脱線事故

(2) 軌道線における事故等発生件数

	車両衝突	車両脱線	踏切障害	道路障害	人身障害	輸送障害	インシデント
H24年度	1 ※3	0	0	0	0	2	0

※3 道後温泉駅 車両衝突事故

上記※1～3の事案に対して講じた措置については、次頁を参照ください。

(3) 災害（地震や暴風雨による被害）

災害による被害はありませんでした。

(4) 行政指導等

平成24年度 四国運輸局からの行政指導 1件

- ・運転士が不正な点呼により体調不良状態のまま乗務し、異常な運転を行った事案による保安監査の結果に基づき、点呼や会社の安全管理体制などについての改善指示（平成24年11月）

(5) 運転事故等に講じた措置

平成24年度に発生いたしました重大事故・異常運転等について、以下の再発防止策を講じております。

①道後温泉駅 車両衝突事故（軌道線）

発生日：平成24年9月6日（木）

概要：道後温泉駅構内側線から出発ホームへ進行中、進入速度が高く、ホーム上の旅客に気をとられ、常用制動を執るのが遅れ、急制動の処置をとったが、先行列車に接触し停車した。

対策：

- ・各乗務員に対する基本動作等の指導強化
- ・側線から出発ホームへの進入速度（上限速度）の制限

②乗務員の始業点呼時アルコールチェッカー不正事案（鉄道線※異常運転）

発生日：平成24年9月30日（日）

概要：鉄道運転士が始業点呼の際、車掌にアルコールチェッカーを身代わりで吹かせるという不正を行い、監督者がその不正を見抜けず郡中線を一往復乗務させた。

対策：

- ・乗務員への確実な点呼の実施（新型アルコールチェッカーの導入等）
- ・体調不良者の把握および管理の徹底
- ・異常時対応に係る規程類の再整備および教育・指導の強化
- ・関係規則に基づく報告事項の管理体制強化
- ・本社管理部門と現場とのコミュニケーションの円滑化

※上記5項目の対策は平成25年度安全重点施策に反映



新型アルコールチェッカーによる対面点呼

③松山市駅構内 車両脱線事故（鉄道線 ※インシデント）

発生日：平成24年10月4日（木）

概要：郡中港駅行き下り列車に充当する予定であった列車が、信号・ポイントを確認後、市駅構内車庫線より3番線に進入中、1両目の3・4軸が脱線した。

対策：

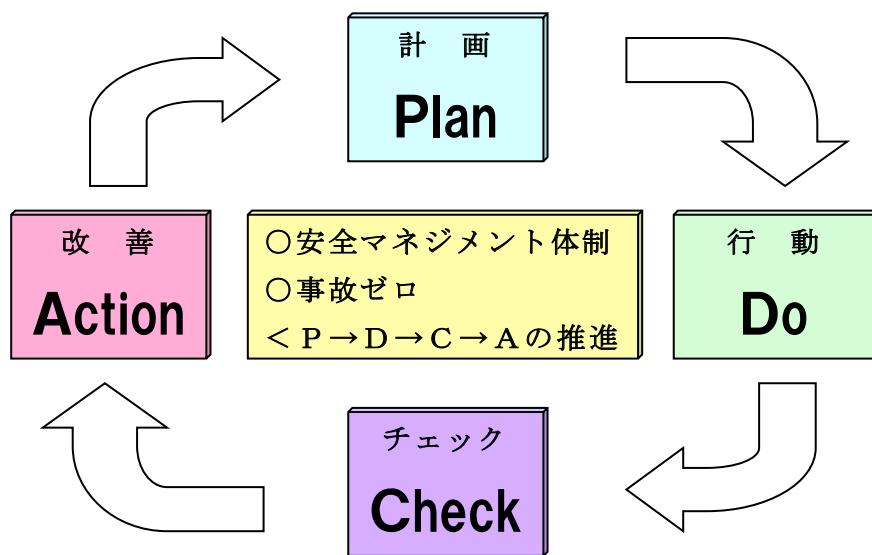
- ・脱線防止用のガードレールの設置
- ・車輪フランジ角を安全方向に修正



脱線防止用ガードレール

4. 平成25年度 安全重点施策

- 1) 「有責事故」および「インシデント」発生ゼロを目指します。
- 2) 経営トップから現場の従業員に至るまで全員が一丸となって「安全で安心、快適な電車」を目指し、「計画（P）・行動（D）・チェック（C）・改善（A）」のサイクルで安全性の向上を図る安全マネジメント体制構築への取り組みを強化します。



- 3) 現場での事故防止活動の取り組みとして「ヒヤリ・ハット」を有効活用するため、「ヒヤリ・ハット会議」を定期的に実施しながら対応策を検討し、危険因子の排除を行ない、企業の安全風土の定着を図ります。
- 4) 事故防止への取り組みとして輸送の安全に関わる関係法令及び安全管理規程に定めた事項を遵守いたします。
- 5) 昨年9月の不正事案に関する再発防止策として進めている、下記の5項目への取り組みを、本年度も更に推進・強化して行くことといたします。

①乗務員に対する確実な点呼の実施

点呼実施者とすべての乗務員が適切に点呼を実施する体制を確立すべく、再教育と実施体制の強化を図り、確実なものとする。

②体調不良者の把握および管理の徹底

代務可能な予備運転士の確保を図り体調不良者の自主申告を促すとともに、日常における体調不良者の把握、および健康診断の結果に基づき適切な管理・指導を徹底する。

③異常時対応に係る規程類の再整備および教育・指導の強化

乗務員の安全輸送への意識を改善し、異常を認めた場合の対応方法を規程類に明確化するとともに、教育体制を確立したうえで関係規程が確実に遵守されるよう適切に教育を実施し、異常時対応について向上を図る。

④関係規則に基づく報告事項の管理体制強化

各担当部署において関係規則の周知・徹底を図るとともに、連絡通報体制を見直し確実な管理体制を構築する。

⑤本社管理部門と現場とのコミュニケーションの円滑化

全ての社員が安全を最優先とする安全管理体制を再構築すべく、本社管理部門と現業部門との意思疎通の円滑化を図り、現業部門が抱える問題等を全社で共有するとともに、本社管理部門が率先して安全管理意識の向上を図る。

5. 輸送の安全確保のための取組み

春の全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検、当社独自で定めております運転事故撲滅運動等で経営トップによる職場巡視や、事故防止の各種安全教育訓練を実施しています。また、安全管理体制の構築・改善の取組への内部監査を実施いたしました。

— 安全確保への訓練・教育 —

	訓練実施時期	訓練場所	訓練概要
運輸課	平成 24 年 毎月	運転指令所	運転取扱 実設訓練
	平成 24 年 4 月	運転指令所 松山市駅	運転取扱 実設訓練
	平成 24 年 6 月	松山市駅	総合防災訓練
	平成 24 年 9 月	運転指令所 松山市駅	運転取扱 実設訓練
	平成 24 年 11 月	松山市駅	消防訓練
	平成 24 年 12 月	運転指令所 松山市駅	年末年始安全総点検 運転取扱 実設訓練
	平成 24 年 12 月	運転指令所	緊急地震速報受信伝達訓練
	平成 25 年 3 月	松山市駅	消防訓練
乗務課	平成 24 年 6 月	古町	6 ケ月新人フォローアップ研修 机上教育・実設訓練
	平成 24 年 7 月		業務研究会 机上教育・実設訓練
	平成 24 年 9 月		事故撲滅運動 机上教育・実設訓練
	平成 24 年 12 月		業務研究会 机上教育・実設訓練 年末年始安全総点検 机上教育・実設訓練 1 年新人フォローアップ研修 机上教育・実設訓練
	平成 25 年 1 月		運転取扱心得 定期考查
	平成 25 年 3 月		3 ケ月新人フォローアップ研修 机上教育・実設訓練
施設課	平成 24 年 9 月	松前駅構内	分岐器のトングレール割り出し想定の早期復旧訓練
	平成 24 年 9 月	全線	震度 4 以上の地震発生想定した巡回の実施と非常時における連絡訓練
	平成 24 年 9 月		気中遮断器再閉路失敗投入不能原因不明の実設訓練
	平成 24 年 12 月	木屋町構内	分岐器の押しロット他スプリング折損想定の早期復旧訓練
	平成 24 年 12 月	古町駅構内	吊架線断線を想定した復旧実設訓練
	平成 24 年 12 月	三津変電所	高速度遮断機内の保護ヒューズ焼損による投入不能想定の実設訓練
車両課	平成 24 年 9 月	古町車両工場	軌道電車小歯車欠損復旧作業訓練
	平成 24 年 12 月	古町車庫線	3000 系VVVF 装置重故障を想定した実設訓練



運転指令所での実設訓練



乗務員業務研究会



乗務員による実設訓練



電気係実設訓練

保線係実設訓練



車両課実設訓練

— 運輸安全マネジメント内部監査の実施 —

◇監査目的

輸送の安全に関する内部監査を実施し、各部署の管理体制を検証しました。

◇実施内容

内部監査員による運輸安全マネジメントの実施状況について確認しました。

- ・トップインタビュー 平成24年5月 1日
- ・運輸課 平成24年5月29日
- ・乗務課 平成24年5月21日
- ・施設課 平成24年5月25日
- ・車両課 平成24年5月18日

◇監査結果

内部監査における改善事項等の指摘はありませんでした。

6. ハード面での取り組み

当事業年度において完成した主な工事等は次の通りです。

- ・高浜線 大手町駅～松山市駅間 PC枕木敷設工事
- ・横河原線 田窪駅～見奈良間 レール交換工事
- ・石手川公園駅 スロープ整備工事
- ・道後温泉駅構内 軌道修繕工事



大手町～松山市駅間 PC枕木 田窪駅～見奈良間 レール交換



石手川公園駅 スロープ整備

7. 地震災害への安全対策

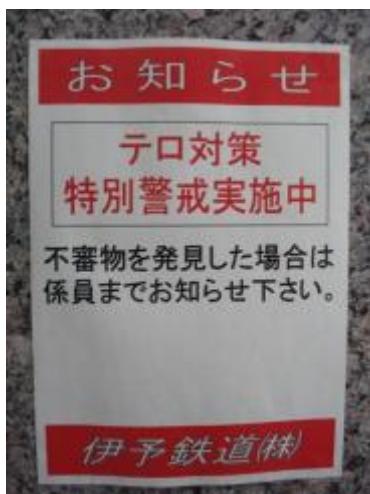
平成19年10月1日から一般提供が開始された気象庁の緊急地震速報制度を受け、さらなる安全に寄与する緊急地震速報受信装置を同年10月に運転指令所、古町中継所に設置いたしました。緊急地震速報を受信した場合は直ちに列車無線にて停止、減速の通報を実施します。



8. テロ対策

1) ポスター等による注意喚起

駅構内にポスターを設置し、不審物の発見と通報について、お客様のご協力ををお願いしています。



駅構内ポスター



電光掲示板

2) 電光掲示板による注意喚起

松山市駅構内に設置している駅の電光掲示板で、不審物の発見・通報について、お客様へのご協力を呼びかけています。



電光掲示板

9. 安全報告書へのご意見に関する連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取り組みに対するご意見をお寄せください。

メールアドレス info@iyotetsu.co.jp